

特例特別免許状の授与に係る教育職員検定の基準

さいたま市教育委員会

特例特別免許状は、次の1から4までの全ての項目について、各項目の要件を満たし、かつ、教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者に授与するものとする。

1 教科に関する専門的な知識経験又は技能（教育職員免許法第5条第3項第1号）

次のいずれかに該当し、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者と認められること。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校等における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。
- (2) 教科に関する専門分野に関する勤務経験等が概ね3年以上あること。
- (3) 次のいずれかに該当し、さいたま市教育委員会において特別免許状の授与を行うことが適当であると認められること。
 - ア 外国の教員資格を保有する者
 - イ 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を保有する者
 - ウ 修士号、博士号等の学位を保有する者
 - エ 国際的な規模において行われる競技大会に出場した者、全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者
 - オ 世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者、全国規模のもので優秀な成績を収めた者
 - カ 大学における教職科目のうちさいたま市教育委員会が必要と認めるものの履修をする者
 - キ 学校現場における過去の勤務経験、教員採用選考試験の実施による評価等により、優れた知識経験等を有すると認められる者
 - ク その他さいたま市教育委員会が、(1)又は(2)に規定する有用な知識経験等と同等とみなすことができるもの

2 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見（教育職員免許法第5条第3項第2号）

推薦、本人の申請理由等による内容評価により、社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者と認められること。

3 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認（教育職員免許法第5条第3項）

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦において、以下の観点により、授与候補者が配置される学校の教育が効果的に実施されることが認められること

ア 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容

イ 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること

ウ 授与候補者に対する研修計画の立案、実施及び学習指導要領等の共通理解のための体制に関する対応状況

4 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認（教育職員免許法第5条第4項）

学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見聴取により、特別免許状の授与を行うことが適当であると認められること。